

厚生労働省千葉労働局 定例記者会見配付資料

< イベント情報 >

1. 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を開催します

< 障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆さまへ >

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、千葉労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を開催します。



日時

平成29年9月26日(火) 14:00～16:00
(受付開始: 13:30～)

会場

千葉県教育会館(大ホール)
千葉市中央区中央4-13-10 (☎043-227-6141)

申し込み受付は終了しました。

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- ◆内容：「精神疾患(発達障害を含む)の種類」、「精神・発達障害の(予定)特性」、「共に働く上でのポイント(コミュニケーション方法)」等について
- ◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。



- ※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。
- ※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です(数に限りがあります)。
- ※ 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場内で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。

担当：職業対策課(小川・鈴木・関) 電話：043-221-4392

<イベント情報>

2. <厚生労働省委託事業>

職場のハラスメント対策セミナー(管理職向け)のご案内

～妊娠・出産等に関するハラスメント、セクハラに関する正しい知識と適切な対処方法～

【対象者】企業の管理職、経営層の方 など

【講演内容】

- 妊娠・出産等に関するハラスメントやセクハラとはどのようなものか
- 妊娠・出産等に関するハラスメントやセクハラを起こさせない職場作りのポイント
- 部下等から相談を受けた場合の対処方法 等

<開催日時> 平成29年10月13日(金) 14:00～16:30

<会 場 > 千葉商工会議所

<定 員 > 80名 参加費無料

<申し込み・問合せ先> 職場のハラスメント対策セミナー事務局

TEL 03-3217-5777

(東京海上日動リスクコンサルティング株式会社内)

※申込方法 セミナーHP (<http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/201707.html>) から受け付けています。

担当：雇用環境・均等室(辺田) 電話：043-221-2307

<重要なお知らせ>

1. 平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

また併せて、下記の2点についてもご注意ください。お願いいたします。

留意点

①

対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

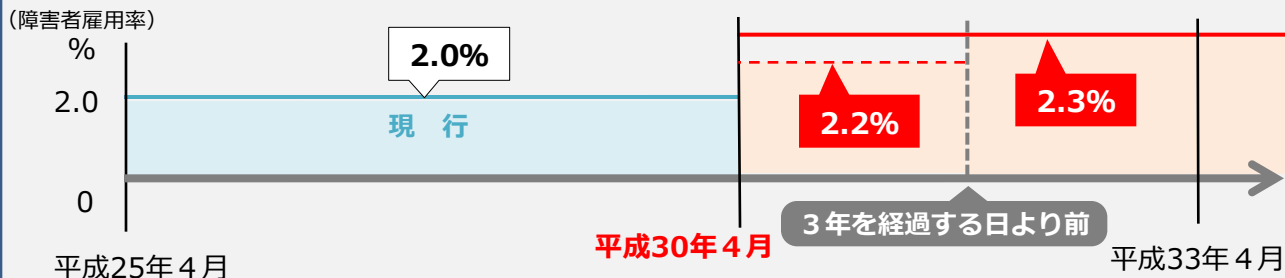
留意点

②

平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前※に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引上げになります。）

※ 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。
※ 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。



担当：職業対策課（関・小川・鈴木） 電話：043-221-4392

<新着情報・重要なお知らせ>

2. 厚生労働大臣表彰

「輝くテレワーク賞」の候補企業・団体・労働者を募集しています

～テレワークの活用によってワーク・ライフ・バランス等の実現を図っている企業等を表彰します～

応募締切 平成29年8月25日(金) 必着

<表彰の種類>

厚生労働大臣賞「優良賞」 テレワークの活用によってワーク・ライフ・バランス実現を図っている企業・団体のうち、特にその取組が優秀と認められる企業・団体

厚生労働大臣賞「特別奨励賞」 テレワークの導入に当たって、様々な工夫を凝らす等、他の企業・団体の模範となる取組を行う企業・団体

厚生労働大臣賞「個人賞」

表彰対象者1：テレワークを積極的に活用し、ワーク・ライフ・バランスを実現している労働者

表彰対象者2：雇用のテレワークの普及・推進に貢献した方

※募集要項、応募フォームは「テレワーク表彰」ホームページからダウンロードしてください。

URL：<http://kagayakutelework.jp>

担当：雇用環境・均等室（辺田）

電話：043-221-2307